

平成23年度大間町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 21年度の人件费率
22年度	人 6,281	千円 4,760,958	千円 118,280	千円 761,107	% 16.0	% 16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 83	千円 319,098	千円 29,437	千円 117,345	千円 465,880	千円 5,613	千円 5,762

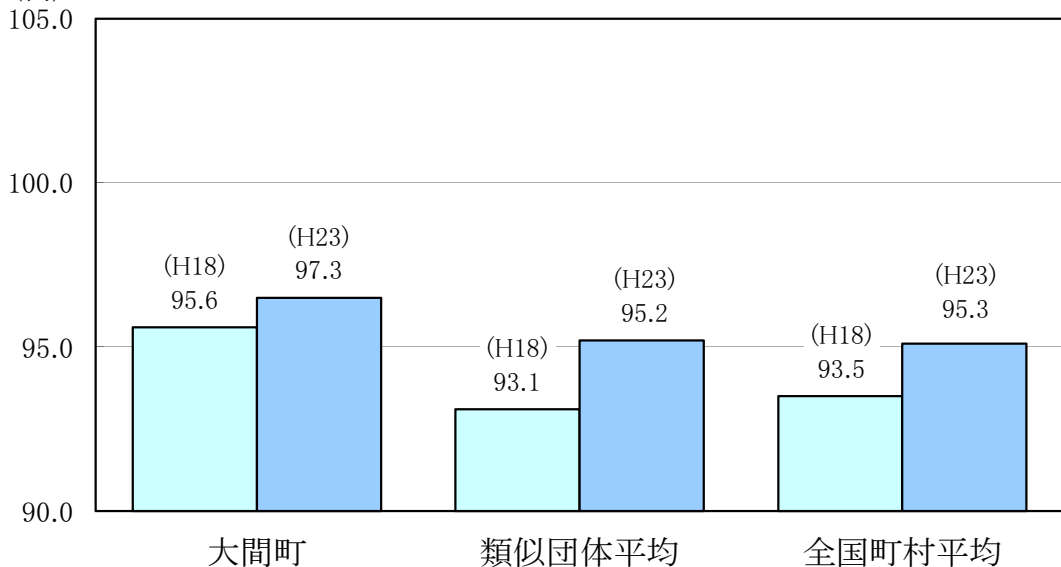
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

期末・勤勉手当については、平成22年12月1日から年支給月数を4.1月から0.15月減とし3.95月に改正しました。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

大間町では人事委員会を設置していないため省略します。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大間町	43.3 歳	324,710 円	355,880 円	円
青森県	43.8 歳	343,100 円	414,677 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.4 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大間町	55.2 歳	8 人	345,860 円	373,766 円	円	—	—	—	—
うち用務員	54.4 歳	2 人	300,000 円	321,717 円	円	用務員	53.8 歳	209,700 円	153.4%
うち自動車運転手	55.1 歳	6 人	361,147 円	389,831 円	円	自家用自動車運転手	53.1 歳	236,700 円	164.7%
青森県	47.3 歳	466 人	310,200 円	347,827 円	333,779 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	5 人	302,584 円	328,341 円	319,177 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間(D)	C/D
大間町	—	—	—
うち用務員	4,864,600 円	3,008,200 円	161.71%
うち自動車運転手	6,446,288 円	2,871,800 円	224.47%

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。また、自動車運転手は青森県ベースであり、清掃員と用務員は全国ベースの数値となっている。

③保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大間町	29.7 歳	241,700 円	248,966 円	248,966 円
青森県	—	—	—	—
国	45.5 歳	314,065 円	—	343,856 円
類似団体	41.7 歳	306,246 円	343,862 円	320,539 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		大 間 町	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	—
	中 学 卒	129,200 円	125,400 円	—
保 健 職	大 学 卒	201,100 円	—	—
	短 大 卒	188,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	242,100 円	290,100 円	344,400 円
	高 校 卒	207,000 円	242,100 円	290,100 円
技能労務職	高 校 卒	198,800 円	241,700 円	276,400 円
	中 学 卒	189,700 円	213,600 円	257,600 円
保 健 職	大 学 卒	279,200 円	319,300 円	363,900 円
	短 大 卒	257,800 円	296,900 円	327,700 円

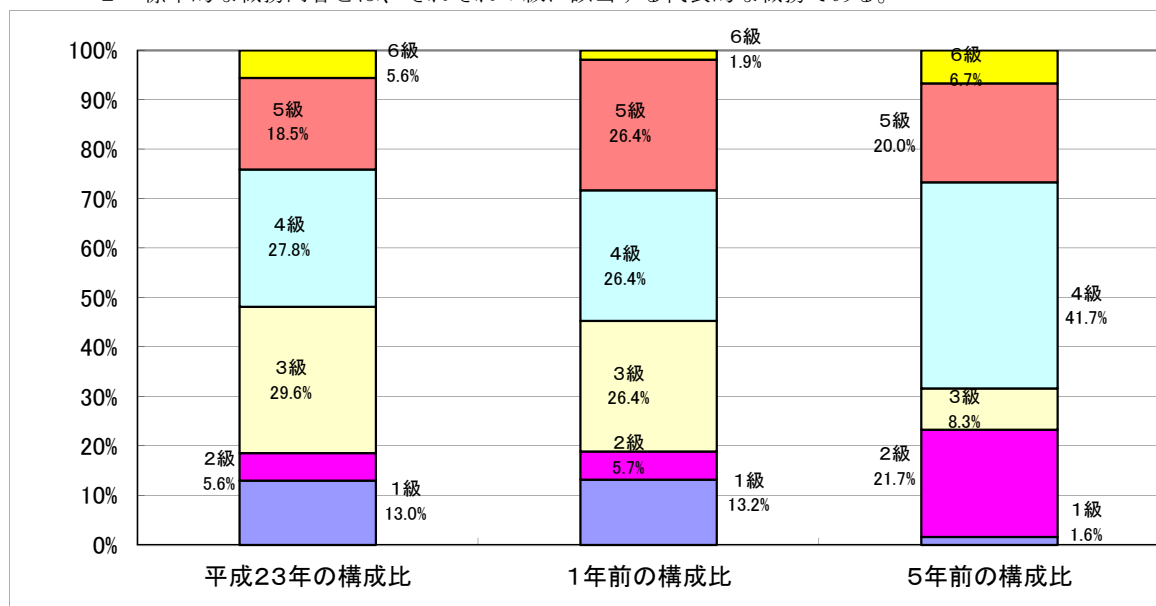
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	7 人	13.0 %
2 級	主査・技師	3 人	5.6 %
3 級	係長・総括主査・主任主査	16 人	29.6 %
4 級	課長補佐・主幹	15 人	27.8 %
5 級	課長・副参事	10 人	18.5 %
6 級	参事	3 人	5.6 %

(注) 1 大間町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

新たな人事評価については、現在検討中である。現在は、管理職が毎月提出する勤務状況報告書により判定している。また、被懲戒処分者については国の人事院の基準通り反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大間町	青森県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,456 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,622 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

3(2)昇給への勤務成績の反映状況と同じである。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

大間町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年・その他	(支給率) 自己都合 勤奨・定年・その他
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置) 2%～20%加算	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置) 2%～20%加算
1人当たり平均支給額 0 千円 25,464 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
支給割合は国と同じです。また、平成21年度の退職者は4名でした。

(3) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症防疫及び家畜伝染病防疫に従事した職員	感染予防等の業務	従事した日1日につき 290円
行旅死亡人処理手当	行旅病人が死亡しその死体処理作業に従事した職員	行旅死亡人処理の業務	死体1体につき 2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	6,310 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	97 千円
支給実績(21年度決算)	7,291 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	106 千円

(5) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 ・1人目から 6,500円 (配偶者がいない場合は、 そのうち1人目について 11,000円) ・満16歳から22歳までの子 に加算となる額 5,000円	同		12,623 千円	238,160 円
住居手当	住宅借受 ・借家(貸間)限度額 27,000円	同		2,112 千円	264,000 円
通勤手当	交通機関及び自動車等で 通勤の職員 ・交通機関利用者限度額 55,000円 ・交通用具利用者限度額 24,500円	同		2,693 千円	65,693 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員 ・6級 26,000円 ・5級(副参事除く) 21,000円	異	定額の 相違	2,640 千円	264,000 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分	給料	月額		等
		額	額	
報酬	町長	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	549,000 円	809,400 円 / 364,500 円	
	議長	261,000 円	671,700 円 / 365,000 円	
	副議長	210,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	議員	200,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議員		263,000 円 / 135,800 円	
期末手当	町長	(22年度支給割合)		
	副町長	3.05	月分	
	収入役			
	議長	(22年度支給割合)		
副議長	3.05	月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	685千円×在職月数×0.445	14,631 千円	任期毎
	副町長	549千円×在職月数×0.265	6,983 千円	任期毎
備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

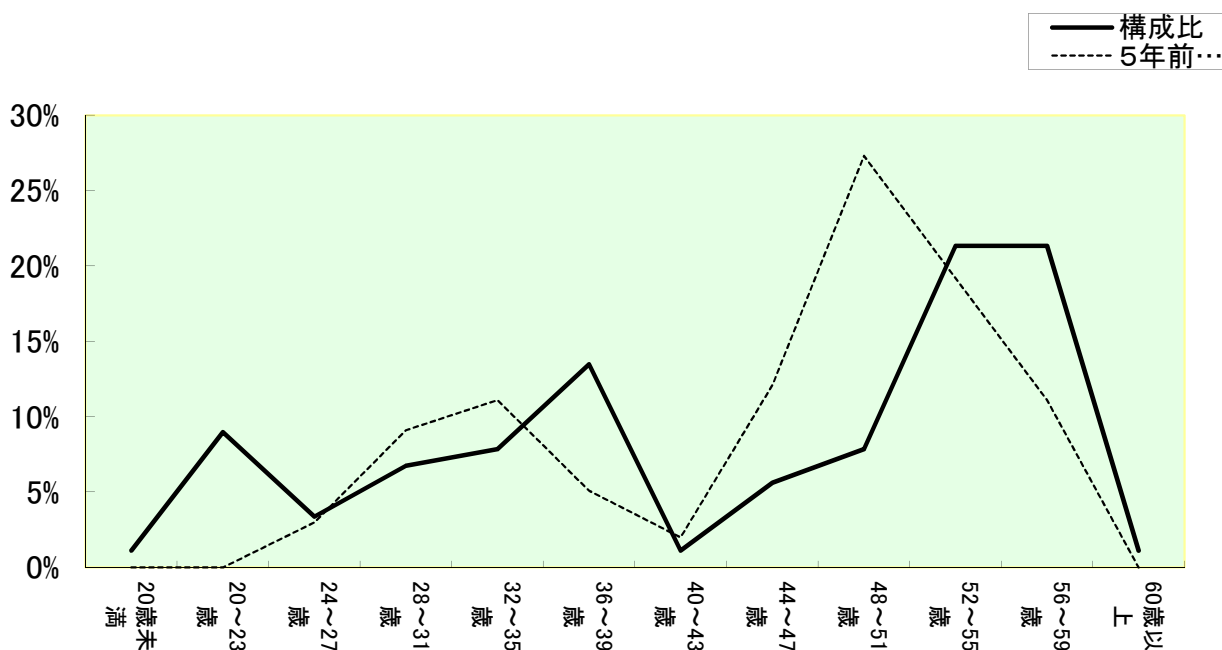
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数				対前年増減数	主な増減理由		
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年				
普通会計部門	一般行政関係部門を 除く	議会	2	2	2	2	0	一般職員の補充による増
		総務	25	24	25	25	0	
		税務	5	3	4	4	0	
		労働	1	1	1	1	0	
		水農工商土木	8	8	7	8	1	
	小計	4	4	4	4	0		
	福祉関係部門	民生	46	44	45	46	1	窓口業務の強化のための増 クリーンセンター業務の民間委託による減 管理栄養士増、保健師欠員補充
		衛生	14	15	14	15	1	
	小計	8	8	7	6	△1		
	一般行政部門計	22	23	21	21	0		
特別部門	教育	68	67	66	67	1	〈参考〉一般行政部門 大間町人口1万人当たり職員数 106.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 118.88 人)	
	小計	14	12	12	12	0		
	小計	14	12	12	12	0		
公営企業等	水道	4	3	3	3	0	〈参考〉普通会計部門 大間町人口1万人当たり職員数 125.60 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 145.84 人)	
	下水道	2	2	2	2	0		
	その他	7	7	6	6	0		
	小計	13	12	11	11	0		
合計	95	91	89	90	1	〈参考〉 大間町人口1万人当たり職員数 143.31 人		
	[116]	[116]	[116]	[116]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	3人	6人	7人	12人	1人	5人	7人	19人	19人	1人	89人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	73	71	68	67	66	67	△ 6 (△8.2%)
教育	14	14	14	12	12	12	△ 2 (△14.3%)
普通会計部門計	87	85	82	79	78	79	△ 8 (△9.2%)
公営企業等会計部門計	13	13	13	12	11	11	△ 2 (△15.4%)
総合計	100	98	95	91	89	90	△ 10 (△10.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 定員管理調査における職員数とは、教育長を含んだ職員数である。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める職員給与費比率
22年度	千円 126,616	千円 18,009	千円 16,063	% 12.7	% 24.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 2	千円 9,179	千円 1,604	千円 3,559	千円 14,342	千円 7,171

類似団体 一人当たり給与費
千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大間町	48.5 歳	382,458 円	530,750 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大間町水道事業		大間町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,459 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,456 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

大間町水道事業			大間町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年・その他
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置) 2%~20%加算			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置) 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円					

ウ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				0.0 %
手当の種類(手当数)				0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
—	—	—	—	

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	600 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	300 千円
支給実績(21年度決算)	499 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	166 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 ・1人目から 6,500円 (配偶者がいない場合は、 そのうち1人目について 11,000円) ・満16歳から22歳までの子 に加算となる額 5,000円	同		525 千円	262,500 円
住居手当	住宅借受又は住宅所有の 職員 ・借家(貸間)限度額 27,000円	同		57 千円	28,500 円
通勤手当	交通機関及び自動車等で 通勤の職員 ・交通機関利用者限度額 55,000円 ・交通用具利用者限度額 24,500円	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員 ・6級 26,000円 ・5級(副参事除く) 21,000円	異	支給額 の相違	0 千円	0 円